

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年12月6日 05時47分ごろ
発生場所	福岡県北九州市藍島東南東方沖 藍島港大泊東2防波堤灯台から真方位113.5° 1,133m付近 (概位 北緯33° 59.3′ 東経130° 50.0′)
事故の概要	貨物船YONG SHENG VIIは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年12月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 YONG SHENG VII（パナマ共和国籍）、2,982トン 9578220（IMO番号）、XUE JIXING
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給） 操舵手（中華人民共和国籍）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：07時07分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び操舵手ほか12人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、関門航路を東航する目的で、約9.4ノットの対地速力で南南東進していた。</p> <p>船長は、関門海峡海上交通センターから、潮流（西流）が今後増加し、早瀬瀬戸付近での本船の安全な航行が困難になるとの情報を得たので、本船を浅所のない東方へ左転させようと母国語で左舵10°を指示した。</p> <p>操舵手は、母国語の右舵10°と聞こえたので、右舵10°を取った。</p> <p>本船は、船長が右転に気付き、左舵一杯とするとともに、主機を中立運転としたが、間に合わずに水上岩南方の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約3.7mであった。</p> <p>操舵手は、左舵10°の指示を聞き間違えたものと本事故後に思ったが、なぜ聞き間違えたかは分からなかった。</p>
分析	本船は、南南東進中、浅所のない東方に左転しようと、船長が左舵10°を指示したものの、操舵手が聞き違えて右舵10°を取ったことから、浅所に向かって航行し、乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南南東進中、浅所のない東方に左転しよ

	<p>うと、船長が左舵 10° を指示したものの、操舵手が聞き違えて右舵 10° を取ったため、浅所に向かって航行し、乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 針路変更時の操舵の指示は、錯誤のないよう復唱等を行うとともに、指示者が舵角指示器等を確認すること。